

ごあいさつ

佐賀県農業協同組合
代表理事組合長 **大島信之**



平素より組合員ならびに利用者の皆様には、JAさかの事業につきまして格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月末時点での佐賀県内の感染者数が2,500人超となり、予測がつかない深刻な状況が続いています。県内においてもワクチン接種が始まりましたが、現時点では感染予防に努めることが唯一の有効手段であり、皆様どうかご自愛専一にお過ごしいただきたいと存じます。

令和2年度においては、事業・組織活動などさまざまな機会でコロナ禍の影響を受けるなか、米の作柄不良による収量の減少や野菜の価格低迷等により厳しい事業環境でありましたが、農家組合員の皆様のご努力ならびに利用者の皆様の多大なるご協力のもと、今年度も出資配当ならびに事業分量配当を行うことができました。これもひとえに皆さまのご協力・ご支援の賜物と重ねて御礼申し上げます。

令和3年度は、当組合の「第五次3カ年計画」の最終年度でもあります。自己改革の目的である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、役職員一丸となり不断の取り組みを進めて参りますので、今後も倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

令和3年7月

1. 経営理念

J A さがは

- 組合員の営農とくらしを守ります。
- 「安全」「安心」「良質」な農畜産物を届けます。
- 人と地域に信頼される J A をめざします。

2. 経営方針

新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態により、農業・J A のみならず、国内外の社会・経済活動が抑制され落ち込み、停滞しているなかで、国民の暮らし方や働き方が大きく変容しました。

農業の現場では技能実習の来日制限により労働力不足の深刻さが増し、国内における労働力確保の重要性が高まりました。消費現場では、インバウンドや外食需要が減少する一方、e コマース（電子商取引）や宅配による購買ニーズ、在宅機会等の増加による内食化、衛生・健康意識が高まるとともに、国民への安全・安心な食料供給の観点から国産農畜産物の価値が見直される機会となっています。

また、生産年齢人口の減少や高齢化、少数・共働き世帯の増加など社会構造の変化、および農業就業者の減少や大規模経営体への農地集積等の農業を取り巻く環境の変化は、今後も加速していくことが予測されています。加えて、ドライバー不足による輸送力の低下により、農畜産物や生産資材の流通体制の維持が危惧されています。

一方、政府は農林水産業の成長戦略として、2030 年に 5 兆円の輸出目標を決定しており、官民一体で国内生産基盤の拡充と所得向上に資する輸出拡大の取り組みが求められています。

J A の経営面では、信用・共済事業の収益を中心に総合事業として成り立っていた経営収支の悪化が見込まれ、組合員サービスの維持と経営基盤の確立・強化のため、場所別・事業別の経営改善に取り組むことが急務となっています。運営面では、令和 3 年度内に准組合員の事業利用規制のあり方について結論が出されることから、全中の指導により准組合員の位置付けの明確化と意思反映への仕組みづくりが求められています。

加えて、近年、相次いでいる大雨・台風等の自然災害や高原性鳥インフルエンザ等の重要家畜疾病の蔓延など、農業現場で発生した被害の復旧・復興に迅速に対応する必要があります。

世界では、気候変動や農業・食料、健康・医療、人権などの多岐に渡る社会課題が顕在化しており、SDGs（持続可能な開発目標）等への取り組みが求められています。

令和 3 年度は、「第五次 3 カ年計画（2019 年度～2021 年度）」の最終年度で

あり、次期3カ年計画について検討を行う年度となります。基本目標として掲げている『JAグループ自己改革の3つのテーマ（農業生産の拡大・農業者の所得増大・地域の活性化）』の総仕上げとともに、様々な情勢課題に対応できる持続可能なJA経営についての検討を進めるため、次の事項を基本方針として取り組みます。

◇ 営農販売事業

営農経済センターならびに園芸センターを拠点に専門性の向上による地域農業の振興、農業生産の維持・拡大をはかります。

集落営農組織や法人を含む個別経営体など、担い手経営体の安定的発展や農業者応援事業による支援を行います。

消費者・実需者等のニーズに応じた作物・品種の振興により、農業所得の増大に取り組みます。

施設再編整備計画にもとづき共同利用施設等の再編整備を進め、運営コストの削減や販売力の強化に取り組みます。

安全・安心な農畜産物を生産・供給するため、GAP（農業生産工程管理）などの普及・拡大に取り組みます。

拡大する農畜産物の貿易自由化から、食料・農業・農村を守る農政運動に取り組みます。

◇ 農業資材・物流事業

営農経済部門では、「農業者の所得増大」に向けた生産資材や農業機械の総合的なコスト低減に取り組みます。

肥料農薬では、予約対策や大口購入条件の設定、省力・低コスト肥料の普及、価格対応の強化等によるコスト低減策の充実や大型規格・肥料満車直行の利用拡大対策を実施します。

営農資材では、JA独自ブランドの取扱充実や柔軟な価格対応を実施します。

農業機械では、「農機重点型式」への需要結集、農機導入対策等によるコストの低減や新技術（スマート農業等）の普及促進に取り組みます。

さらには、営農指導員・担い手関連部署と連携したTAC（経済事業渉外員）の対応力強化による担い手対応活動の充実、農機センター・資材店舗の体制整備による組合員サービスの充実、グループ会社との連携による物流コストの低減などに取り組みます。

◇ 生活事業

生活関連部門では、正組合員の減少、准組合員の増加など、組織基盤の変化に対応し、准組合員対応の強化と情報発信の強化など、多様なニーズに応える生活文化活動の充実に取り組みます。

また、地域の人口減少や高齢化が進むなか、地域の生活インフラ機能の低

下が顕在化しており、地域の生活者を支える生活関連事業の機能強化・再構築として、インターネットを活用したサービス強化に取り組みます。

さらに、燃料等の生活関連事業は、多様化する事業環境や組合員・利用者ニーズへの対応を強化し、石油・ガスおよび電力を含めた総合エネルギー事業の構築に取り組みます。

◇ 信用事業

組合員・地域利用者から「メインバンク」として選ばれるための取り組みと地域に根ざした金融機関をめざし、優位性ある金融サービスに取り組みます。

また、長期化する低金利政策のなか、厳しさを増す金融収支環境下での健全な収益基盤の確保と農家経営の安定化に向けた金融面での支援、相談機能の強化に取り組みます。

◇ 共済事業

複合渉外（金融・共済）を中心に「3Q訪問活動・あんしんチェック活動」の徹底をはかり、すべての組合員・利用者に対し安心・満足の提供と信頼を得る取り組みを展開します。

特に、「ひと保障」の面では、複数同時提案（クロスセル）や新型コロナウイルスのひろがり等をふまえたWebマイページとJA共済アプリを活用した契約者対応など、対応力・関係性強化に向けた新たな施策にも取り組みます。

また、交通事故初期対応の迅速化・契約者フォローの充実をはかり、契約者密着型のサービスを展開します。

さらに、農作業中の不慮の事故に対応できる自動車共済および傷害共済の保障提供を強化します。

◇ 対処すべき重要な課題

① 農業生産基盤の維持・拡大対策の実践と生産者・担い手対応強化

農業就業者の減少や高齢化などから、今後、農業生産基盤の弱体化が懸念されるなか、地域農業の維持発展のため、法人化に向けた支援や担い手経営体への対応強化、さらには新規就農者の育成確保および労力支援による農家負担の軽減、中山間地域における担い手対策など、農業生産を支える人・組織づくりに取り組みます。

また、園芸・畜産の生産基盤強化策として、「農業者応援事業」を活用しながら生産者への各種支援に引き続き取り組みます。

② 人口減少と消費動向などの変化に対応した生産・販売方式の推進

農産関係では、生産者に有利となる品種等の作付振興により消費者・実需者から選ばれる安全・安心・高品質な農産物の供給と産地信頼の確保をはかり販路開拓・拡大に取り組みます。

園芸・畜産関係では、県産ブランドの銘柄確立および国内外における販路拡大に取り組みます。

③ 生産コスト低減策の継続実践

予約・大型規格などの購入条件および多様な価格対応による購入メリットの拡大・充実に取り組むとともに、BB肥料の製造物流コストの低減、防除コストの削減や薬剤集約などの生産資材コスト低減策の実践に取り組みます。また、農産・園芸の共同利用施設の老朽化対策とあわせ、施設の再編・整備を進め、施設運営コストの低減と生産者負担軽減に取り組みます。

④ 組織基盤の変化への対応と生活インフラ機能の発揮

正組合員の減少・准組合員の増加など組織基盤の変化に対応し、准組合員対応強化や、支所を中心とした情報発信・活動の強化に取り組みます。また、地域生活インフラ機能の維持・拡大に向けて生活関連事業では、インターネットを活用し利便性の向上・利用者拡大に取り組み、金融・共済事業では、農業メインバンクとしての機能や相談・保障提案機能等の事業・サービス強化に取り組みます。

⑤ 経営基盤強化対策（経営の合理化・効率化推進）の実践と人事・労務体制の改善

「持続可能なJA経営基盤の確立・強化」に向けた事業戦略を講じるため、損益構造等の見える化を行い分析・検証し、場所別・事業別の収益力向上・事業伸長策に取り組みます。

また、引き続き、経営改善計画の着実な実践や営農経済部門における事業2段階制の定着および業務・事務平準化による合理化・効率化にも取り組み、経営の健全化をめざします。

さらに、専門能力を有し、組合員・利用者の満足に応えうる総合事業という事業特性を有効に発揮できる人材育成に取り組みます。

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、地区、学識経験者からの選出とし、地区選出理事数は6地区の正組合員数に比例した理事数としています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30

条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

4. 令和2年度事業の概況

第14期（令和2年度） 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

◇ 全般的な概況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態により、国内外の社会・経済活動が抑制され、国民の暮らし方や働き方が大きく変容しました。

インバウンドや外食需要の減少に伴う農畜産物価格の低迷や、気象災害・病害虫による米・大豆の作柄不良、渉外活動の自粛による事業活動の制限など農業・JAにとって大変厳しい1年となりました。

このような情勢のなか、JAグループでは、自己改革のテーマである「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実践とそれらを支える経営基盤の確立に取り組んでいます。

地域農業の維持発展のため、法人化に向けた支援やトレーニングファームによる新規就農者の育成確保および労働力相談に対応する「佐賀県農業労働力相談窓口」を設置しました。また第五次3カ年計画に基づき、「農業者応援事業」を活用した園芸ハウスリース事業やスマート園芸などの新技術導入、畜舎の新規取得やリフォーム、和牛ET（採卵・受精卵移植）事業の推進、中山間地における生産コスト低減のための農業機械等の導入助成を行いました。

販売事業の農産では、令和2年産米がウンカの被害や登熟期の日照不足等の影響もあり作況指数「81」と2年連続の不作となりましたが、「米の食味ランキング」では、「さがびより」が11年連続、「夢しずく」が4年連続の「特A」評価を獲得しました。園芸では、県育成新品種「にじゅうまる」が高評価を得られ次年度につながる好スタートを切ることができました。畜産では、新型コロナウイルス感染拡大による牛肉消費の落ち込みを補うべく「GO TO 佐賀牛」キャンペーンを始めとした消費拡大運動を役職員・生産者・関係機関一体となって展開しました。

購買事業では、生産コスト低減に取り組むため、肥料の満車直行や大型規格の利用拡大と「肥料事前大口予約購買」の利用促進、農薬の担い手直送規格の提案を行いました。また営農用資材の「JAグループ佐賀プライベートブランド資材」や共同仕入品の供給、農業機械の重点型式への結集と中山間地域へのコンバインシェアレンタルに取り組みました。生活資材の「生活総合宅配事業」では、高齢者世帯など買い物弱者を対象とした宅配弁当の取り扱いを拡大しています。

事業の成果としては、米の作柄不良による販売数量の減少やタマネギの価格安に伴う数量減少、肉牛の価格安などから販売品販売高は1,003億円となり、計画から69億円と大きく減少し、前年度実績からも63億円の減少となりました。

た。購買事業では、外出自粛による揮発油の減少などにより、購買品供給高は424億円となり、計画から42億円減少し、前年度実績からも46億円の減少となりました。信用事業では、新型コロナウイルス感染症関連給付金などにより個人貯金が増加し、期末の貯金量は計画・前年度実績とも上回る7,325億円となりました。また、共済事業では、相談機能や提案の充実をはかり契約者密着型のサービスに取り組みましたが、活動自粛の影響などから、長期共済保有高は1兆8,946億円と計画から147億円減少し、推進ポイントによる推進総合実績も目標を下回る結果となりました。

この結果、事業総利益は計画から2億74百万円減少、前年度からは8億34百万円減少の180億21百万円となりました。事業利益では、事業管理費が退職者の増加に伴う期首要員の減少により人件費が減少したほか、活動自粛による全般的な費用の減少から、計画を1億60百万円上回る3億74百万円となりました。特別損益で、農業者応援事業への助成や企業会計基準に基づく事業外資産の減損損失、不祥事案の債権回収に伴う貸倒引当金戻入益を計上した結果、税金等を控除した当期剰余金は、6億5百万円を計上しました。

(2) 事業の成果

(単位：百万円)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業利益	854	638	691	374
経常利益	1,469	1,233	1,375	1,029
当期剰余金	916	606	643	605
総資産	806,634	815,258	809,022	836,087
純資産	66,488	67,370	65,196	64,505
自己資本比率	15.80%	15.04%	15.29%	14.97%

5. 農業振興活動

◇ 食と農・食育への取り組み

当JAでは、消費者や子どもたちへ、農業体験を通して健全な食生活や、食に関する正しい知識を学習してもらい、農業およびJAへの関心と理解を深めてもらうような活動を行っています。

農業体験の内容は、幼稚園児や小学生を対象に、田植えから稲刈り、野菜の栽培・収穫など、一年を通じた学習となっています。

◇ 地産地消・安全安心な農畜産物の消費者への提供

地元で生産された、安全安心で新鮮な農畜産物を消費者に提供することにより、消費者と生産者の相互理解を深め、食農教育にもつながる活動を行っています。

① 農産物直売所の運営を行っています。

当JAの店舗としては現在7店舗を運営しています。そのほかにもAコープ店舗内などさまざまな形で、直売所運営に参加しています。

② 県内産農畜産物を使用した商品開発を行っています。

③ 豊かで健康的な食生活を推進し、将来を担う子どもたちへ、農業の大切さを理解してもらうため、田植えや稲刈等の食農体験を実施しています。また、JA女性部などによる、子ども達へのみそ造り教室を開催しています。

④ イベントによる啓発活動やふれあい活動、地元農畜産物の即売など農業への理解を深めてもらう活動を行っています。

◇ 農業者支援活動

農家・組合員や女性農業者への講習会、新規就農者向けセミナーなど、農業者への支援活動を行っています。

① 各作物部会単位での技術研修会・現地研修会の開催

② 女性部向けの営農と生活に関する講習会・セミナーの開催

- ③ 担い手農家支援の中古農機展示会の開催
- ④ 新規就農者向けセミナーの開催
- ⑤ 農業用廃プラスチック回収
- ⑥ 行政、生産者部会等と連携した、新規就農希望者の研修受け入れ
(トレーニングファーム)

◇ 地域密着型金融への取り組み

- ① 農業者等の経営支援の取り組み
 - ・ 農家の経営状況、生産状況の分析を通じて、経営や生産の課題把握、改善指導
- ② 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援
 - ・ 担い手金融担当部署の拡充
 - ・ 担い手向け資金の開発
 - ・ アグリビジネス投資育成株式会社、株式会社農林漁業成長産業化支援機構等によるファンドの活用
 - ・ 担い手支援のためのファンドの創設 等
- ③ 担い手の経営のライフステージに応じた支援
 - ・ 国または地方公共団体との連携による農業施策の活用 等
- ④ 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取り組み
 - ・ 負債整理資金の提供による償還負担の軽減 等

6. 地域貢献情報

○ 地域の皆様のために

当JAは、佐賀県全域を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております（※）。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

※新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた農業者・事業者等に対する資金繰り支援や相談窓口の設置などの対応をしています。

○ 組合員数、出資金の状況 (単位：人・団体、百万円)

	組合員数	出資金
正 組 合 員	37,551	17,492
准 組 合 員	50,473	4,065
処分未済持分	—	223
合 計	88,024	21,781

(1) 資金調達の状況

① 貯金残高 (単位：百万円)

組 合 員 等	554,797
地方公共団体等	73,857
そ の 他	103,879
合 計	732,534

② 貯金商品

- ・ 普通貯金
- ・ 定期貯金
- ・ 決済用貯金
- ・ 積立定期貯金
- ・ 貯蓄貯金
- ・ 定期積金
- ・ 当座貯金
- ・ 財形貯金
- ・ 通知貯金
- ・ 等

※ 貯金商品の詳細は 20 ページに記載しています。

(2) 資金供給の状況

① 貸出金残高 (単位：百万円)

組 合 員 等	164,293
地方公共団体等	5,029
そ の 他	4,890
合 計	174,213

② 制度融資取扱状況

- ・ 農業近代化資金
- ・ 農業経営基盤強化資金
- ・ 等

※ 制度融資資金の詳細については、本所金融部または各支所にお問い合わせください。

③ 融資商品

- ・ 住宅ローン
- ・ マイカーローン
- ・ 教育ローン
- ・ アグリステップアップ資金
- ・ カードローン
- ・ アグリマイティー資金
- ・ 等

※ 融資商品の詳細については 21, 22 ページに記載しています。

(3) 文化活動・社会貢献に関する事項

① 文化活動・社会貢献に関する事項

- ・ 「食と農」の教育・体験など地域活性化への取り組み
- ・ 次代を担う子供たちが農業や食の大切さを学ぶ各体験学習開催
- ・ 高齢者福祉活動への取り組み
- ・ 女性部による手芸品など文化活動の実施
- ・ 各農業関連、地域イベントなどへの協賛・後援
- ・ 地域活動への参加

．．．．等

② 情報提供活動

- ・ J A広報誌（季楽里）の毎月発行
- ・ 准組合員向け広報誌「もぐっとさが」の発行
- ・ ホームページによる組合員、利用者等への農業・諸活動等の情報発信
- ・ 農業や食料に対する理解促進のためのテレビ、ラジオ、新聞等による情報発信
- ・ 家の光三誌、日本農業新聞の普及活動

7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を構築しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、職務権限表に基づき、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部を設置し、各支所と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。

このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについては、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を構築して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため、各種の研修会を開催しています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、迅速な対応ができる体制を構築します。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

(1) JAの社会的責任と公共的使命の認識

JAの持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底をはかります。

(2) 組合員、地域住民のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

創意と工夫を活かしてニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供を通じて、組合員、利用者および地域社会の発展に寄与します。

(3) 安全・安心な農畜産物の供給

安全・安心な農畜産物・商品を生産し、消費者の信頼に応えるよう努めます。

(4) 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない公正な事業運営を遂行します。

(5) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。

(6) 透明性の高い組織風土の構築と対話の充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、JA内外とのコミュニケーションの充実をはかりつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、常勤理事を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所に専門部署として「リスク管理部法務コンプライアンス対策課」を設置しています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

◇ 金融商品の勧誘方針

- (1) 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- (2) 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくように努めます。
- (3) 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- (4) 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- (5) 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- (6) 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適正な対応に努めます。

◇ 個人情報の取り扱い方針

〔個人情報保護方針〕

当 J A は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当 J A の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1) 関連法令等の遵守

当 J A は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 J A は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

(2) 利用目的

当J Aは、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

(3) 適正取得

当J Aは、個人情報を取得する際、取扱規程第6条「適法かつ公正な手段によって」取得します。

(4) 安全管理措置

当J Aは、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項に規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

(5) 第三者提供の制限

当J Aは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当J Aは、保護法第16条第3項各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(6) 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当J Aは、ご本人の機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はしません。

(7) 開示・訂正等

当J Aは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂

正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

(8) 苦情窓口

当JAは、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(9) 継続的改善

当JAは、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当JA内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当JAは、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当JAは、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融ADR制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。

当JAの苦情等受付窓口

[信用事業] (電話：0952-25-5370 月～金9時～17時)

[共済事業] (電話：0952-25-5375 月～金9時～17時)

(2) 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

[信用事業]

東京弁護士会紛争解決センター	(電話：03-3581-0031)
第一東京弁護士会仲裁センター	(電話：03-3595-8588)
第二東京弁護士会仲裁センター	(電話：03-3581-2249)
福岡県弁護士会紛争解決センター	
天神弁護士センター	(電話：092-741-3208)
北九州部会	(電話：093-561-0360)
筑後部会 久留米法律相談センター	(電話：0942-30-0144)
鹿児島県弁護士会紛争解決センター	
(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。)	

ご利用の際は、(1) [信用事業] の窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、福岡県弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会を選定・利用する際には東京以外の地域の方々からの申立について、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」を弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

[共済事業]

- ・(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)
(<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>)
- ・(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構 (<http://www.jibai-adr.or.jp/>)
- ・(公財)日弁連交通事故相談センター (<https://www.n-tacc.or.jp/>)
- ・(公財)交通事故紛争処理センター (<https://www.jcstad.or.jp/>)
- ・日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。また、(1)「[共済事業]」の窓口にお問い合わせください。

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、本所・エリア・グループ会社の事業所を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

なお、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、14.97%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	佐賀県農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	21,781百万円 (前年度 21,957百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

貯金商品一覧は20ページに記載しています

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興をはかるための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫等の融資の申し込みや個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧は21, 22ページに記載しています

◇ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

為替手数料は22ページに記載しています

◇ 国債窓口販売

国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売の取り扱いをしています。

◇ サービス・その他

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

各種サービス一覧は23ページに記載しています

《貯金商品一覧表》

令和3年4月1日 現在

種 類	期 間	お預け入 れ金額	特 色
当座貯金	出し入れ自由	1円以上	手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上のお支払いや代金回収に最適です。
普通貯金	出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れができ、自動支払い・自動受取りもご利用できます。キャッシュカードと合わせて、サイフ代わりにご利用ください。
総合口座	出し入れ自由	1円以上	普通貯金と定期貯金が1冊の通帳でご利用になれます。公共料金などの自動支払いや給与・年金などの自動受取り、さらに預入定期貯金の90%、最高300万円までの融資がご利用になれ、大変便利です。
決済用貯金	出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れができ、自動支払い・自動受取りもご利用できますが利息がつきません。貯金保険制度により全額保護されます。
貯蓄貯金	出し入れ自由	1円以上	出し入れ自由、しかも預入残高に応じてよりお得な利率になる貯金です。普通貯金とのスウィングサービスをご利用いただけます。
納税準備貯金	入金は自由	1円以上	税金納付のための貯金です。お引き出しは原則として納税時のみで、納税のためのお引き出しは非課税です。
JA教育資金贈与専用口座	貯金者が30歳に達した日などの一定の要件に該当した日	1円以上 1,500万円以下	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座で、原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。
スーパー定期貯金	1・2・3・6ヵ月 1・2・3・4・5年	1円以上	有利な利率でお預かりします。1ヵ月超5年未満のご都合のよい日を満期日とする期日指定方式もご利用いただけます。
大口定期貯金	1・2・3・6ヵ月 1・2・3・4・5年	1,000万円以上	大口資金の運用に有利な利率でお預かりします。スーパー定期貯金と同様に期日指定方式もご利用いただけます。
期日指定定期貯金	最長預入期間3年 (据置1年)	300万円未満	預入期間は最長3年ですが、1年経過後は1ヵ月前までに満期日をご指定いただければ必要なときにお引き出しできます。元金の一部(1万円以上)を引出すこともできますので、有利で便利にご利用いただけます。(個人のみ)
変動金利定期貯金	1・2・3年	1円以上	預け入れから半年毎に約定金利が変動する定期貯金です。期間3年の複利型は6ヵ月複利で運用する有利な定期貯金です。
据置定期貯金	最長預入期間5年	1万円以上 1,000万円未満	6ヵ月の据置期間経過後は、いつでも、何回でも一部支払いができる便利な定期貯金です。金利は預入期間に応じて、6段階の金利を適用し、6ヵ月複利で計算されますので大変有利です。
定期積金	6ヵ月以上 120ヵ月以下	1,000円以上	積立開始時の利回りを適用します。収穫体験割引クーポン付の「もぎたて」、年金受給者専用の「ゆとり定積」等が好評です。
積立式定期貯金	【満期型】 6ヵ月以上10年以内 【エンドレス型】 無期限	1円以上	6ヵ月以上10年以内であれば、自由に満期日をご指定いただき、積立ができる貯金です。
		1円以上	積立期間や満期日の指定を行わない積立貯金で、積立残高に応じた一部お支払もできます。また、途中で積立残高が0円になっても、あらたに口座開設することなく、ご自由に積立を再開することができる貯金です。
一般財形貯金	積立期間3年以上	1円以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金です。1口ごとの期日指定定期貯金として預け入れし、解約の申し入れがない限り最長預入期限に元利合計額で継続預入いたします。
財形年金貯金	積立期間5年以上	1円以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金で、財形住宅と合わせて1人550万円までの非課税枠が特典です。60歳以降のライフプランに最適な貯金です。
財形住宅貯金	積立期間5年以上	1円以上	給与・ボーナスから天引きで積み立てる貯金で、財形年金と合わせて1人550万円までの非課税枠が特典です。マイホームを実現するための貯金です。
通知貯金	据置7日	5万円以上	7日間以上で短期の資金運用に最適です。お引き出しは2日前までにご連絡が必要です。
譲渡性貯金(NCD)	定型方式 1・3・6ヵ月、1・2・3・4・5年 期日指定方式 7日以上5年未満	1,000万円以上	大口資金の運用に最適で、譲渡することも可能です。
JA結婚子育て資金贈与専用口座	貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上 1,000万円以下	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座で、原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払にあてる場合に限り、払い戻しできます。

《貸出商品一覧表》

令和3年4月1日 現在

種 類	融資金額	融資期間	保 証	担 保	資金使途
住宅ローン	1億円以内	40年以内	農業信用基金協会等の保証、必要により個人保証	融資対象建物およびその土地	住宅の新築、住宅(中古・分譲・マンション等)の購入、土地の購入、住宅改築、他金融機関等からの借換
リフォームローン	1,500万円以内	15年以内	〃	原則不要	住宅の増改築、改装、補修等
教育ローン	1,000万円以内	15年以内	〃	不要	入学金、授業料、学費、下宿代等
マイカーローン	1,000万円以内	10年以内	〃	不要	自動車・オートバイの購入、諸経費等
がん先進医療ローン	300万円以内	7年以内	〃	不要	がん先進医療の治療費
フリーローン	300万円以内	8年以内	〃	不要	生活に必要な資金
カードローン	300万円以内	1年毎の更新	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	不要	生活に必要な資金
JAカードローン(一般・住宅)	30万円・50万円・100万円以内	2年毎の更新	(株)ジャックスの保証	不要	生活に必要な資金
営農ローン	500万円以内	1年毎の更新	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	不要	営農に必要な資金
営農貸越	営農貸越要項の契約極度額範囲内	1年毎の更新	個人保証	必要により不動産担保	営農・生活に必要な資金
一般資金	信用供与限度額の範囲内	25年以内	個人保証、必要により農業信用基金協会の保証	必要により不動産担保	特に定めない
不動産担保資金	信用供与限度額の範囲内	30年以内	個人保証又は、住宅融資保険	不動産担保	特に定めない
再生可能エネルギー資金	信用供与限度額の範囲内	17年以内	必要により個人保証	不動産担保、動産譲渡担保および債権譲渡担保	再生可能エネルギー対応関連事業資金
アグリマイティー資金	事業費の範囲内	20年以内	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	必要により不動産担保	地域農業および農村地域発展に資する設備資金又は、運転資金等
農機ハウスローン	1,800万円以内	10年以内	〃	不要	農業機械等の購入・整備に必要な資金、パイプハウス等の建設資金

種類	融資金額	融資期間	保証	担保	資金用途
担い手応援ローン	1,000万円以内	1年毎の更新	農業信用基金協会の保証、必要により個人保証	不要	農業生産に直結する運転資金
アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策に係る交付金相当額	1年以内	〃	不要	農業生産に直結する運転資金
アグリステップアップ資金	事業費の範囲内	25年以内	〃	必要により不動産担保	地域農業および農村地域発展に資する設備資金又は、運転資金等
貯金担保貸付金	担保となる貯金の担保価額の範囲内	担保貯金の満期日以内	必要により個人保証	定期貯金又は定期積金	特に定めない
共済担保貸付金	共済契約の解約返戻金と満期共済金のいずれか低い額の80%以内	15年以内	必要により個人保証	共済契約	特に定めない
制度資金・公庫資金	制度資金・公庫資金の融資基準による				

《為替手数料》

	系統金融機関あて			系統金融機関以外の金融機関あて		
送金手数料 (送金小切手)	1件につき 440円			1件につき 660円		
振込手数料	電信扱い	3万円未満1件につき	440円	電信扱い	3万円未満1件につき	660円
		3万円以上1件につき	660円		3万円以上1件につき	880円
	文書扱い	3万円未満1件につき	440円	文書扱い	3万円未満1件につき	660円
		3万円以上1件につき	660円		3万円以上1件につき	880円
代金取立手数料	普通扱い	1通につき		880円		
	至急扱い	1通につき		1,100円		
その他手数料	送金・振込の組戻料		1通につき	880円		
	取立手形組戻料		1通につき	880円		
	取立手形店舗呈示料 (ただし、800円を超える実費を要する場合は、その実費)		1通につき	880円		
	不渡手形返却料			880円		

※手数料額は、消費税込の金額です。

《その他の手数料》

貯金・貸出金残高 証明書発行手数料	1枚につき	継続発行 330円 都度発行 550円
再発行手数料(通帳・証書)	1枚につき	1,100円
再発行手数料(ICキャッシュカード)	1枚につき	1,100円
融資証明書	1枚につき	11,000円
大口両替手数料	50枚まで	無料
	51枚以上枚数に応じて	220円～
大量硬貨入金手数料	500枚まで	無料
	501枚以上枚数に応じて	330円～

※手数料額は、消費税込の金額です。

《各種サービス一覧表》

項目	内容
JAキャッシュサービス	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金等のCD(現金自動支払機)ATM(現金自動預入・支払機)で、現金のお引き出し、残高照会ができます。 また、県内の信連・JAでは平日現金のお預入れやカードによる為替振込もできます。
給与受取サービス	給与・ボーナスがお客様のご指定して頂いた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか税金、高校授業料、水道料など普通貯金(総合口座)から自動的にお支払いいたしますので、集金・払い込みの煩わしさがなくなります。
JAカード(クレジットカード)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスもうけられる便利なカードです。
総合振込サービス	お客様からのお支払いの振込データをCD等で送っていただくことにより、自動的にお振込みいたします。

【共済事業】

J A共済は組合員・利用者をはじめ、地域の皆さまの暮らしのパートナーでありたいと考えています。人それぞれの人生設計にお応えできる安心を提供するため、J A共済では「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、皆さまの毎日の生活を生涯にわたり大きくサポートします。

ひと J Aの生命総合共済は万一の保障はもちろん、医療や介護保障の充実にも力を入れています。

- 働き盛りの責任世代には、一生涯の万一保障である「終身共済」を基本にして、ライフサイクルに応じた万一保障や入院保障等を、セットで充実させるさまざまな保障プランがあります。まとまった資金を活用する一時払プランもあります。
- 「医療共済」は、お客さまのご希望にあわせて、日帰り入院からまとまった一時金が受け取られ、手術はもちろん、がんの治療や先進医療など、もしものときの幅広い医療リスクに備えて保障内容を選ぶことができます。
- 「医療共済」のほかにも医療保障の分野には、がん保障に特化した「がん共済」、健康に不安のある方も加入しやすい「引受緩和型医療共済」があります。
- 「がん共済」は、上皮内がんや脳腫瘍など、幅広い「がん」の治療や「がん」診断時から再発・長期治療までしっかり保障します。
- 「介護共済」は、公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障内容で、一生涯にわたって幅広い要介護状態を保障します。まとまった資金を活用する一時払プランもあります。

- 「生活障害共済」は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。また、収入の減少への備えに適した定期年金型、住宅の改修、歩行器具等の機材購入などに伴う支出の増加への備えに適した一時金型を選択できます。両プランへの加入も可能です。
- 「特定重度疾病共済」は、「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「糖尿病・肝硬変・慢性じん不全・慢性すい炎」に罹患され、所定の状態に該当された際に共済金をお支払いするため、さまざまな費用に備えることができます。

いえ JAの建物更生共済は、火災はもちろん、地震を含む自然災害など、さまざまなリスクに対し、幅広い保障でマイホームをしっかり守ります。

- 火災や盗難はもちろんのこと、地震、台風、大雪、豪雨による洪水など、さまざまな自然災害による損害を幅広く保障します。
- 掛け捨てではないため、満期時には満期共済金がお受け取りになれます。また、定期的に修理費共済金がお受け取りになれるプランもあります。
- 発生した火災や自然災害によってケガや死亡された場合、傷害共済金をお支払いします。また、火災や自然災害で発生する残存物の取りかたづけ費用や当面の生活に必要な費用等もお支払いします。

くるま JAの自動車共済は、わかりやすさと独自の割引制度や確かな保障、充実したサービスを提供します。

- 自動車共済「クルマスター」は、過失割合に関係なくご自身やご家族の損害をまとめて保障し、歩行中の事故、自損事故等もケアする傷害保障と、共済金額無制限の対人・対物賠償に加え、対物超過修理費用保障特約で相手方とのトラブルを防止するとともに、ご自身のクルマの修理費用を幅広くカバーする車両保障（全損害担保）、車両諸費用保障特約の、3つの保障をパックにした充実の自動車保障です。さらにゴールド免許の方のためのお得な共済掛金や、新車割引などの割引制度があります。
- JAの自賠責共済とセットでご加入になると、対人賠償の共済掛金が割引になります（自賠責共済セット割引）。
- 24時間・365日、フリーダイヤルで事故の受付やアドバイスをを行うほか、県内ネットワーク体制の確立により、営業時間内の現場急行サービスも充実し、故障時の緊急修理やレッカー移動も24時間体制で実施しています。
- 自動車事故により、お車の修理が必要になったご契約者に対し、JA共済では佐賀県内30工場の指定工場を有しており、質の高いさまざまなサービスをご提供しています。

《長期共済（共済期間が5年以上の契約）の一覧表》 令和3年4月1日現在

終身共済	万一の保障はもちろん、入院・手術などの医療保障をセットしたタイプなど、ニーズにあわせた設計ができる確かな生涯保障プランです。
一時払 終身共済	退職金等の一時金を活用した資金ニーズに応える商品です。 加入手続きが簡便で、一生涯にわたって万一保障をいたします。
予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。 ○終身年金タイプ ○定期年金タイプ
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。入院・手術などの医療保障をセットするプランなどもあります。 ○基本タイプ ○中途給付タイプ
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親族）が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。 ○祝金型タイプ ○学資金型タイプ
定期生命共済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します（共済期間を終身とした場合）。約款に定める悪性新生物のほか、脳腫瘍も対象としています。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障します。また、保障期間、1回の入院の支払い額や回数、先進医療保障、手術・放射線治療保障などの保障内容を、ご希望にあわせて選ぶことができます。特則で3年毎に、治療共済金の受け取りがなかった場合に、健康祝金を受け取ることもできます。
引受緩和型 終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい死亡保障です。
引受緩和型 医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。 先進医療保障もご希望にあわせ選択できます。
介護共済	公的介護保険制度に連動したわかりやすい内容で、一生涯にわたって幅広い要介護状態を保障します。
一時払 介護共済	まとまった資金を活用するプランで、幅広い介護保障とあわせて、万一保障も、一生涯にわたって保障します。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。 ○一時金型タイプ ○定期年金型タイプ
特定重度疾病共済	被共済者が三大疾病などの疾病に罹患され、所定の状態に該当した場合の保障を確保します。
建物更生共済	火災や盗難はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

※1 上記の表で「万一のとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。

※2 上記の共済は、所定の要件を満たす場合、共済掛金が所得税・住民税の所得控除の対象となります。税務のお取り扱いについては、令和3年1月末現在の法令・通達・判例に基づいたものであり、将来的

に変更されることもあります。

※3 上記の共済のほかにも、みどり国民年金基金、確定拠出年金共済などがあります。

《短期共済（共済期間が5年未満の契約）の一覧表》 令和3年4月1日現在

自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障（人身傷害保障、傷害定額給付）、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護のための保障です。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
火災共済	住まいの火災損害を保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償義務を保障します。
団体定期生命共済	団体の福利厚生制度として、万が一の死亡や後遺障害を保障します。
団体建物火災共済	団体の建物・動産の損害を総合保障します。

〔農業関連事業〕

管内の自然環境・立地条件や産地の特性を活かした地域農業の振興と消費者の皆様へ「安全・安心」で高品質な農畜産物をお届けすることにより、産地としての信頼性を高める作物(ブランド)づくりに努めています。

今後の地域農業を支える担い手・新規就農者や集落営農組織・農事組合法人などへの支援に取り組んでおり、総合事業を活かして営農指導と生産資材、販売部門が有機的に結びつくことにより「魅力ある農業」の実現をめざし、生産基盤づくりに努めています。

◇ 販売事業

生産者から消費者へ、新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、「地産地消」の取り組みとして、農産物直売所を開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

【農産物直売所】

さが風土館 季楽 直販本店	(TEL 0952-28-4151)
J A産直 うちの畑	(TEL 0942-85-8801)
J A産直 土の香 なべしま	(TEL 0952-31-5701)
J A産直 土の香 きんりゅう	(TEL 0952-98-3601)
多久農産物直売所たくさん館	(TEL 0952-75-8011)
J Aグリーンおぎ「良里味知」	(TEL 0952-72-1155)
J Aグリーンみやき「よりみち」	(TEL 0952-52-7311)

◇ 購買事業

J Aグリーンでは、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。また、専門的な資材だけでなく、家庭菜園向けの資材も取り揃えています。店舗によっては営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

【J Aグリーン】

J Aグリーン	おぎ	(TEL 0952-72-1155)
J Aグリーン	みやき	(TEL 0952-52-7311)
J Aグリーン	かしま	(TEL 0954-63-2328)
J Aグリーン	たけお	(TEL 0954-23-6145)
J Aグリーン	しろいし	(TEL 0952-84-5565)

〔生活関連事業〕

組合員や地域住民のみなさまの「ゆたかな暮らし」をサポートするため、健康管理・高齢者福祉・食育など生活文化活動の充実に取り組む一方、魅力ある生活関連事業の展開とサービスの強化に取り組んでいます。

また、直販事業、資産管理、葬祭事業等にも積極的に取り組み、地域の活性化とともに、「魅力ある地域社会づくり」をめざしています。

〔加工事業〕

管内で採れる農畜産物等に付加価値を加え、J Aさかのオリジナル品として加工事業に取り組んでいます。

また、新商品の開発や徹底した品質保証・管理とともに、販売業務と連携し大消費地でのPRにも力を入れています。

農畜産物等の高品質な付加価値造成で、地域性を活かしたJ A直営の加工事業として積極的に取り組んでいます。

〔総務管理部門〕

今日の経済的・社会的環境の急速な変化やそれに伴う生活様式の多様化が進むなか、J Aらしい魅力ある事業の展開や活動を進めるため、全体的な企画機能の強化とシステムの整備による事業活動・事務の効率化に取り組んでいます。

また、各事業部門での広報に加え、全体的な広報活動を展開するため、広報活動体制を整備・強化し、広報誌をはじめ、マスメディアやインターネット（ホームページ）などを活用し、組合員・利用者等へ広く農業・J Aに対する相互理解を深める活動を行っています。

一方、内部的には監事監査、内部監査を充実するとともに、役職員のコンプライアンス意識の向上やさまざまなリスクに対応可能な管理体制の構築をはかることで、経営の健全性を高め、社会的信用の確保に努めています。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫および特定農水産業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和2年3月末における残高は、1,659億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保をはかることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和2年3月末現在で4,417億円となっています。

